

j-mail News Letter 26 by J-Center

C · O · N · T · E · N · T · S

Winter ● 2007

● j-Review: 橋本努	1
● Research Update: 林鳩/権左武志	1
● ユーリス・リポート	2
● Arts & Culture: 吉田克己/中山博之	3
● From Abroad: 會澤恒	4
● Information	4



j-Review いまを、斬る

「洞爺湖サミットへ向けての大学側の対応問題」

TEXT: TSUTOMU HASHIMOTO

橋本 努 ● 北大経済学研究科・准教授

2008年7月、北海道の洞爺湖町で開かれるG8サミットにあわせて、国内外の市民活動家たちが学習会やデモなどの運動を始めている。北大はこうした市民活動への場所提供をめぐる、どのように対応すべきであろうか。

G8に対する市民団体のスタンスは、阻止/対抗/協調/提案、等々、さまざまであろう。けれども諸団体を纏め上げて運動全体を牽引するのはメディア活動家たちで、彼らはオルタナティブ活動の映像やラジオ中継をウェブ上に配信することを通じて、より多くの人々に訴える力をもつと思われる。

グローバル化に対する批判的な関心が高まることは、それ自体として歓迎すべきだ。しかしメディアは政治的に中立ではあり得ない。例えば、オルタナティブ・メディアは、座り込みによる道路封鎖といった運動の情報を事前に流すことで、運動の組織化に手を貸すかもしれない。この場合、もし運動が暴走すれば誰が責任をとるべきなのか。「G8メディアネットワーク」というオルタナティブ組織のある担い手は、道立市民活動促進センターにて今年1月19日に開かれた講演のなかで、「オレ、ひょっとしたら悪いことしているのかなあ」というアンビバレントな罪悪感情を漏らしていた。悪に手を貸さないためには、事前に一定のルールを呼びかけることも必要であろう。

同様のルールは、北海道大学が今後、市民活動家たちに学習会や講演会のためのスペースを提供する場合にも問題となるだろう。市民活動家たちのほとんどは非暴力主義だが、札幌市はすでに、サミット期間中とその前後、主要な公共空間での不特定多数の集団行動を禁止するという、厳しい条例を出している。これでは例えば、5人でプラカードを掲げてそこに共感する人々が集まるだけで、逮捕されてしまうかもしれない。市民社会の理念に照らせば、こうした非暴力の政治表現までも取り締まるのは「国家の暴力」であって、大学側はそのような暴力に対抗すべき、あるいは少なくとも問題化して議論すべき、ということになるのではないか。

北大は市民活動のための場所提供をめぐる、どのような態度をとるのか。非合法でも国家の暴力に対抗するという「市民の理念」を守るのか、守らないのか。大学全体として一定のコンセンサス作りが必要と思われる。しかしそれが不可能な場合は、国家に抗するユニバーサルな学問の理念に照らして、各教員の判断を最大限に尊重すべきではないか。状況判断として、現在、早稲田大学は国家寄り、一橋大学は市民寄り、といった相違が生まれている。この問題について、総長を含めた北大の教員諸氏、とりわけ、市民的教養の理念を大切にしている方々のご意見を伺ってみたいと思う。

Research Update



林鳩 ● 商法 教授

株式会社の法人性を尊重する

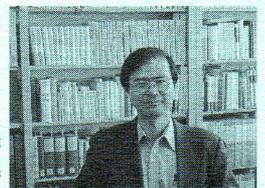
Aは、Bに動産を譲渡した。しかし、AとB間の譲渡に瑕疵があった。C株式会社の唯一の株主であるBは、動産をC株式会社に譲渡した。この場合に、C株式会社は動産所有権を即時取得（民法第192条）するか。Aから動産を譲り受けたC株式会社が、動産を唯一の株主であるBに譲渡したが、AとC間の譲渡に瑕疵があったという場合にも、Bについて、同様の問題が生ずる。

ドイツ法は、不動産について、動産の即時取得と同趣旨の制度を設けている（ドイツ民法第892条）。ドイツの判例通説は、前記のいずれの場合についても、不動産所有権の取得を否定する。その根拠は、「法人格の否認」の法理である。

しかし、法人格否認の法理は、株式会社が法人であること（会社法第3条、第2条第1号）に抵触する可能性がある。前者の場合についての否定説が合理的であるかは、議論の余地がある。株式会社の法人性を尊重しつつ、合理的な結論を導くことは、実は、必ずしも容易ではない。

権左武志 ● 西洋政治思想史 教授

ヨーロッパ連邦主義におけるドイツ史



19世紀初めに神聖ローマ帝国が崩壊して以来、諸国家の連合から出発し、連邦国家を築き上げるという統一国家形成の道を行んだドイツ史を手掛りとし、従来の国民国家モデルでは説明し切れないヨーロッパ連邦主義の思想的系譜を探求しようと努めています。1990年のドイツ再統一を現地で体験して以来、日本と異なり、ドイツ連邦共和国の分権的政治構造がいかに長い歴史のプロセスにより刻印されているかを日々実感したのが、研究の着想のきっかけです。最近、トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』第1巻を読み直したところ、フランス人貴族も、フェデラリストが構築した合衆国の連邦主義的構造に深い関心を抱いたのを再認識しました。「ヨーロッパ連邦主義におけるドイツ史」というテーマは、欧州統合や超国家的連邦を理解する上で有益な示唆を与えてくれるばかりか、デモクラシーの制度化を考え直す上でも興味深いモデルになるのでは、と考える次第です。